

## 〔論 説〕

# 米国の合併・買収(M&A)における買収費用の税務処理

鈴木 孝 一

### はじめに

企業買収において発生する費用には様々なものがある (Bittker & Eustice [2002] p.5-64)。

予備的な調査 (いわゆるデュー・デシリジェンス<sup>①</sup>—筆者注)と交渉費用、法定書類の作成費、仲介業者の手数料、SEC(証券取引委員会)への登録届出書の作成に要する弁護士・会計士の報酬、財務諸表の監査及び作成報酬、株主に対する委任状説明書と委任状勧誘に要する費用、株主総会の費用、信託契約書・抵当権契約書・借入契約書の条件変更に関する費用、定款の変更費用、不要資産 (unwanted assets) の売却・処分<sup>②</sup>に要する費用、資産の譲渡に係る費用、会社法、税法その他の法律問題に関する調査費用、税務上のルーリングを得る費用、発行済み有価証券を証券取引所に上場する費用、名義書換代理人 (transfer agent) の費用、裁判費用及びその他の訴訟費用。

デュー・デシリジェンスをはじめとするこれらの企業買収に係る費用 (以下、買収費用という。)は、それが営業または事業を遂行するに際し、課税年度中に支払ったかまたは発生した通常かつ必要な費用 (ordinary and necessary expenses) である場合には控除できる (§ 162(a))。

しかし、それが資本的支出、すなわち資産の価値を増加させるためになされ

た改良費等に該当する場合には、資産計上しなければならない(§ 263(a)(1))。

買収費用は多額になることが多い。それゆえ、買収費用の税務処理は企業買収の当事者の所得計算に大きな影響を及ぼす。

この取扱いを巡っては、これまで納税者と IRS の間で争いが絶えなかった。そこで IRS と財務省は2003年12月に § 263の内国歳入法施行規則 (Income Tax Regulations) を公表して、資産計上すべき買収費用の範囲を明らかにした。

本稿は、これにもとづき、企業買収が課税取引か非課税取引かを問わず、その当事者すなわち取得会社 (以下、P と略称する。) と売却会社 (以下、T と略称する。) のそれぞれに発生する買収費用の取扱いを論述する。

## I. 買収費用を資産計上する論理

友好的な企業買収 (売却会社の経営者が賛成する企業買収—筆者注) において、T が支払った投資銀行に対する支払手数料の損金算入の可否をめぐる争われた INDOPCO 事件で、最高裁判所は次のように判示した (INDOPCO, INC. CIR, 503 US 79, 112 S.Ct.1040(1992))<sup>(2)</sup>。

- (1) T の費用は、§ 162(a)の控除の対象とはならない。控除は、資産計上の原則 (norme) に対する例外であり、内国歳入法にそれを認める明確な規定がある場合に限って控除が認められる。
- (2) 別個の識別できる (separate and distinct) 資産の創造は、資本的支出に区分するための十分条件ではあるが必要条件ではない。
- (3) 付随的な将来の利益 (benefits) があるからといって、資産計上が正当化されるわけではない。しかし、支出が発生した年度を超えて T に利益が実現するということは、即時の控除と資産計上とのいずれが適切な税務上の取扱いかを定めるに際して重要となる。
- (4) 友好的な企業買収において、T に発生した投資銀行の手数料、法律事務所の報酬、その他の費用は、通常かつ必要な事業費用として控除すること

はできず、資産計上すべきである。ただし、問題となっている課税年度を超えて T に重要な利益が生ずるからである。

最高裁が、資産計上の根拠とした T の長期の利益とは次の事実をさしている (INDOPCO, INC. CIR, 503 US 79, 112 S.Ct.1045 (1992))。

- ① T は P の資源が利用可能になる。
- ② T と P の製品にシナジー効果が生まれる。
- ③ 買収により、T は公開会社から P の100%子会社になる。そのため、公開会社で発生する情報開示や委任状争奪及びデリバティブ訴訟等の多額な株主関連費用が減る。
- ④ 買収により、T は授権済みの未発行株式数を減少させることができ、管理が容易になる。

この最高裁の判決は、別個の識別できる資産を創造し強化する費用だけが資産計上されるものではないことを明らかにするものである。むしろ、別個の識別できる資産が創造し強化されない場合でも、年度を超えた重要な利益が生ずる場合には資産計上することを要求している (Bittker & Eustice [2002] p. 5-62.)。

しかし、最高裁が採用したこの「重要な将来の利益 (significant future benefits)」の基準は、論争と混乱を生むことになった。ただし、現実には、通常かつ必要な事業費用として当期に控除できると考えられる多くの項目は、当期と将来の両方にまたがって利益をもたらすからである (Laurence M. Bambino and Richard M. Nugent [2003] p. 260)。

重要な将来の利益の基準は、法令を遵守し、適切に運用するに必要な確実性と明確性を提供していないという認識のもとに、IRS と財務省は「別個の識別できる資産」の基準を採用した。別個の識別できる資産の基準は、これまで、重要な将来の利益基準と同質の論争を生んだことはなく、現実に適用可能な原則であるというのがその理由である (内国歳入法施行規則試案 (Proposed Regulations, Internal Revenue Bulletin No. 2003-5, February 3 2003, 以下, 2003-

5 IRB と略す。) の Preamble II (B), (C))。

## II. T 資産又は T 株式の購入に伴う P の費用

### 1. 資産計上の原則的扱い

P が、T 資産又は T 株式の取得を促進するために支払った金額は、原則として資産に計上する。これは、その取引が単一の取引か、一つの計画の一連の取引であるかを問わない。また、その取引で利得や損失が認識されるかどうかも問わない (§ 1.263(a)-5(g)(2)(i))。

取得を促進するために支払ったとは、当該取引を調査し、遂行する過程で支払ったという意味である。これに該当するかどうかの判断は、あらゆる事実と状況に基づいて行う (§ 1.263(a)-5(b))。

これらの費用には、一般に次のものが含まれる (Ginsburg & Levin[2004] p. 4-17)。

- ①基本合意書 (letter of intent)<sup>(3)</sup>、買収契約書、その他の関連書類の交渉と草案の作成
- ②購入する資産又は株式に関する調査及びデュー・ディリジェンス (due diligence) の費用
- ③第三者から許可を得るための費用
- ④取得を完了するための費用
- ⑤投資銀行の手数料、仲介業者の手数料

### 2. 費用処理が認められる例外的扱い

次のいずれかに該当する場合は、資産に計上する必要はなく、当期に控除できる。

(1) 簡便法 (simplifying conventions) の適用がある 3 つの費用 (§ 1.263(a)-5(d)(1)~(3))

- ①P の従業員給与 (賞与及び報償金を含む。)

②Pの間接費(固定費と変動費)<sup>(4)</sup>

③Pのその他の費用(第三者に対する支払手数料は除く。)で、金額が合計で\$5,000を超えない少額なもの(以下、少額費用という。)

なお、納税者は選択によりこれらを資産に計上することができる。その選択は各取引毎に行う。したがって、間接費と少額費用については資産計上を選択するが、従業員給与については選択しないことができる。選択は、支払いがなされた課税年度の税務申告書で行うが、いったん選択すると、それを取り消すにはIRSの同意がいる(§1.263(a)-5(d)(4))。

(2) 基準日(bright line date)前に発生した費用で、固有に促進的(Inherently facilitative)でないもの。

ここに基準日とは次のいずれか早い日をいう(§1.263(a)-5(e)(1))。

- (i) 基本合意書、独占交渉権契約(exclusivity agreement)及びそれに類似する書面(written communication)(ただし、秘密保持契約(confidentiality agreement)<sup>(5)</sup>は含まない。)が取り交わされる日
- (ii) 取引の重要事項が取締役会(法人でない場合は適切な立場の者)で承認される日

また、この基準日テストが適用されない固有に促進的な費用とは次のものをいう(§1.263(a)-5(e)(2))。固有に促進的な費用は常に資産計上しなければならない。

- (i) 取引に関する鑑定評価(appraisal)、正式な書面による評価(formal written evaluation)、公正意見(fairness opinion)<sup>(6)</sup>を入手する。
- (ii) 取引を構築する。これには取引形態を交渉すること及び税務に関する助言を得ることが含まれる。
- (iii) 合併契約書又は買収契約書のような書類を作成し、吟味する。
- (iv) 規制当局の承認を得ること。これには規制当局への提出書類の作成、吟味が含まれる。
- (v) 株主の承認を得る。委任状の費用、勧誘の費用、株主に取引を勧める費

用がこれに含まれる。

(vi) 資産を当事者間で移転する。移転税、権利登録料がこれに含まれる。

なお、この基準日テストが適用される取引は、下記の3つのいずれかに該当する適用対象取引 (covered transactions) である (§ 1.263(a)-5(e)(3))。

(i) 事業を構成する資産の課税取引による取得

(ii) 事業体の所有主持分の課税取引による取得で、取得後に P と T が関連者になる。

関連者とは § 267(b) ないし § 707(b) に定義する50%以上の所有主持分の取得等をいう。

(iii) § 368の非課税となる取得的組織変更(タイプ A, B, C 組織変更及び取得的タイプ D 組織変更)

したがって、取得を促進するために支払った費用であっても、適用対象取引に該当しない次の取得に係るものは<sup>(7)</sup>、全額資産に計上しなければならない (Ginsburg & Levin[2004] pp. 4-21~4-22)。

(i) 事業体の所有主持分の課税取引による取得で、取得後に P と T が関連者にならない。

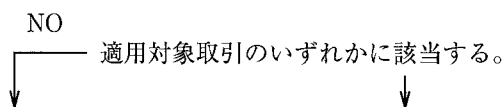
(ii) 事業体の資本構成の再構築 (restructuring), 再編 (recapitalization) (§ 355の株式分配を含む。)

(iii) § 351(会社への現物出資)または § 721(パートナーシップへの財産出資)の譲渡

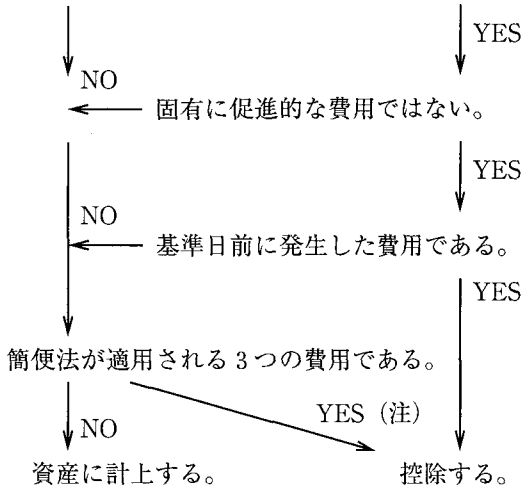
(iv) 資本の取得, 株式の発行, 又は借入

上記の適用関係を図解して示せば次のようになる。

図表 1 - 取得を促進するために支払った金額の処理



米国の合併・買収(M&A)における買収費用の税務処理



(注) 基準日前に発注したかどうかにかかわらず控除できる。

2. 取引事例による税務処理の解説

事例1 企業買収 (§ 1.263(a)-5(l) example 4)

(1) 事実

2005年2月1日に、Pは売却候補であるT、U、Vの3社の取得を調査することにした。PはT、U、Vのいずれか、または複数を取得することができ、そのための資金もある。2005年3月1日に、PはTと独占交渉権契約を締結して、UとVとの交渉を打ち切った。2005年7月1日に、Pは\$368に該当する取引でTの全株式を取得した。Pは投資銀行に\$1,000,000、社外弁護士に\$500,000を支払った。支払内容は次の通りである。T、U、Vに対するデュー・ディリジェンスの実施、T、U、Vの価値の決定、Tとの取引の交渉と構築、合併契約書の草案作成、株主承認の獲得、SECへの提出書類の作成、規制当局の承認の取得。

(2) 税務処理

①2005年3月1日(独占交渉権契約の締結日)前に、T、U、Vのデュー・ディリジェンスを実施するためにPが支払った金額は、T、U、Vの株式取得を促

進するため支払ったものではなく、資産に計上する必要はない。しかし、2005年3月1日以後にTのデュー・ディリジェンスを実施するためにPが支払った金額は、T株式の取得を促進するため支払ったものであり、資産に計上しなければならない。

②Tの価値の決定、Tとの取引の交渉と構築、合併契約書の草案作成、株主承認の獲得、SECへの提出書類の作成、当局の承認の取得はPがT株式を取得するために支払った固有に促進的な金額であり、これらの行為が行われた日が2005年3月1日より前か後かにかかわらず、資産に計上しなければならない。

③UとVの価値を決定するために支払った金額は、UとVの取得を促進するための固有に促進的な性質を有する金額であり、資産に計上しなければならない。U、V、Tの取得は相互に排他的な取引ではなく、UとVの取得を促進するための費用はTの取得を促進するものではない。それゆえ、UとVの価値を決定するために支払った価額は、§165(課税年度内に被った損失の控除)により、PがUとVとの合併を断念した課税年度に、控除することができる。

### 3. 資産計上した金額の税務処理

課税取引によるT資産又はT株式の取得の場合には、資産計上した金額を取得したT資産又はT株式の税務基礎価額に加算する(§1.263(a)-5(a))。したがって、取得したT資産に加算した金額は、それぞれのT資産の使用可能期間にわたって減価償却する。取得したT株式に加算した金額は償却できない(Ginsburg & Levine[2004] p.4-27)。

しかし、非課税取引によってT資産又はT株式を取得した場合に、資産計上した金額をどのように扱うかは、現行の内国歳入法施行規則では明らかにされていない。



### Ⅲ. 開拓費の取扱いとの関係

開拓費 (start-up expenditures) は、控除できない (§ 195(a))。しかし、納税者の選択により、60か月以上の均等償却が認められる (§ 195(b)(1))。

開拓費とは、活発な事業の創造又は取得を調査するに際して支払ったか又は発生した金額で、かつ現在行っている活発な事業 (同一分野の事業) の営業に関して支払ったか発生したなら、その課税年度に控除することができる金額である (§ 195(c)(1))。

§ 195と § 263の関係については、従来レベニュー・ルーリング(Revenue Ruling 99-23, 1999-20 IRB. 3) で次のように取り扱われていた。

活発な事業活動の一般的な調査の過程で発生した支出、すなわち新事業に参入するかどうか、及びどの新事業に参入するかを決定するために発生した支出は § 195の開拓費となる調査費である。他方、特定の事業を取得するために発生した支出は、開拓費ではなく § 263の取得費である。すなわち、§ 195の適用対象となる調査費とは、新事業を取得するのか又は新事業に参入するのかの最終決定 (final decision) をするまでに発生した支出のことである。

なお、既存の事業を拡大するための調査費は、§ 162により控除できる (以下、この取扱いを事業拡大の原理という。)

しかし、上記の § 195と § 263の取扱いは、現行の内国歳入法施行規則のもとで、どのようになるかは明らかでない。目下のところ次のように解するのが合理的であると考えられる (Ginsburg & Levin[2004] p. 4-26)。

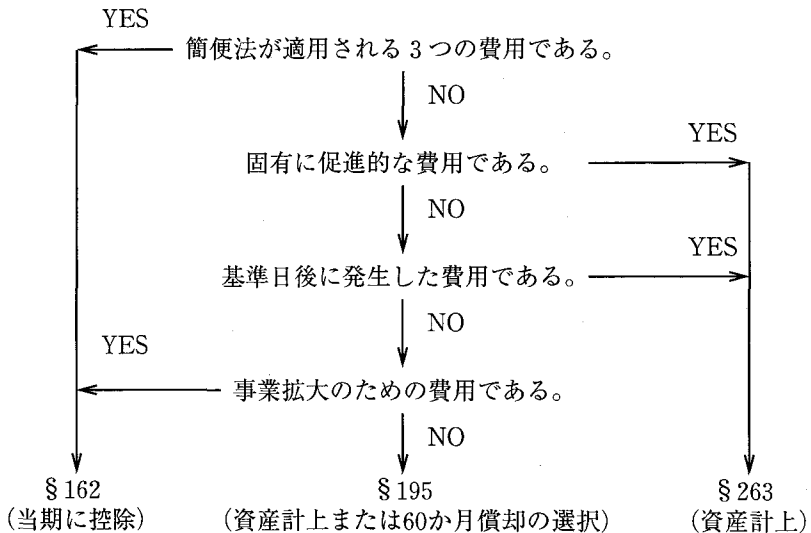
- (1) 従業員給与、間接費、少額費用の3つの費用については、簡便法の取扱いが § 263の資産計上 (基準日後に発生したとしても、又は固有に促進的なものに該当したとしても) と § 195の資産計上ないし選択による60か月以上の償却の規定に優先する。
- (2) 簡便法が適用される従業員給与、間接費、少額費用の3つの費用以外の費用 (たとえば第三者に対する少額でない費用) で、基準日前に発生し、

かつ固有に促進的でないものについては、§ 263は適用されず、§ 195が適用される。したがって、(a)PがTと同一の事業を行っていない場合には、その費用は§ 195(b)による60か月償却の選択を期限までにしない限り控除できず、(b)PがTとすでに同一の事業を行っている場合には、事業拡大の原理に基づいて即時に控除できる。

- (3) 簡便法が適用される従業員給与、間接費、少額費用の3つの費用以外の費用（たとえば第三者に対する少額でない費用）で、(a)基準日後に発生するか、又は(b)固有に促進的なものについては、§ 263により資産計上する。したがって、事業拡大の原理と§ 195の適用はない。
- (4) § 195の開拓費に適用する区分日(cut-off date)は、これまでのように(a)事業を取得するか(whether)、(b)どの事業を取得するか(which)を決定する日に代えて、§ 263の基準日を適用する。

§ 195と§ 263の適用関係を図解すれば次のようになる。

図表2 調査のために支出した金額



## Ⅳ. Tの資産又は株式の売却に伴うTの費用

### 1. 資産計上の原則的扱い

PのテNDERオファー（T株式買い取りの申し出）にTの取締役会が反対したとき、その買収は敵対的なものになる。敵対的な企業買収に対抗するため、Tの取締役会は投資銀行、法律事務所、会計事務所を雇って次のサービスの提供を受ける（Evelyn C.Hume and Ernest R.Larkins[1992] p. 93. Exhibit 2）

- （1）代替案の調査
- （2）株式価値の評価
- （3）公正意見の入手
- （4）ホワイトナイト<sup>(8)</sup>の物色

さらに、株主に対してはPのテNDERオファーに応じないよう忠告し、株主総会の委任状を勧誘する。

これらの行為に伴ってTに発生した費用が、当期に控除できるかどうかの問題となる。

現行の内国歳入法施行規則に先だって公表された内国歳入法施行規則試案では、T株式の敵対的な買収を防ぐためにTに発生した費用は、株式取得を促進するものではなく、それゆえ資産計上する必要はないという立場をとっていた（Preamble V.C, 2003-5 IRB）。この考え方のもとでは、敵対的な買収が友好的な買収に変わった場合には、Tに発生した費用を敵対的な費用と友好的な費用に区分し、後者の費用を資産計上しなければならない。しかし、敵対的な買収が、いつ友好的になったかの時点を明確にすることは容易ではない。

現行の内国歳入法施行規則は、企業買収が友好的か敵対的かによる取扱いの区別をしない。Tの買収費用は、Pのそれと同じく(a)基準日後に発生したもの及び(b)固有に促進的なものを資産計上する（図表1を参照のこと。）。

## 2. 費用処理が認められる例外的扱い

次の費用は T の資産に計上する必要はなく、当期に控除できる。

### (1) 簡便法が適用される 3 つの費用

- ① T の従業員給与
- ② T の間接費
- ③ T の少額費用

### (2) T の基準日前に発生する費用で、固有に促進的でないもの

たとえば、T が買収の差し止めを求める費用は、敵対的な P との取引を調査し、遂行するために支払われるものではないので控除できる。また、取引が敵対的である限り、T は P と契約を締結することはなく、T の取締役会がその買収を承認することもない。そのため、T が買収に対抗するために基準日前の活動に関して支払った金額は控除できる（現行の内国歳入法施行規則前文（Preamble III.F）, Internal Revenue Bulletin No.2004-7, February 17, 2004, 以下、2004-7 IRB と略す。）。

## 2. 取引事例による税務処理の解説

### 事例 2 企業買収－防衛手段（§ 1.263(a)-5(l) example 11）

#### (1) 事実

2005年1月15日に、上場会社である T は P に仕掛けられた敵対的な買収の標的となった。買収を防ぐため、T は買収の差し止め命令を求めて弁護士報酬を支払い、ホワイトナイトとなる取得者を探すため投資銀行に手数料を支払った。T はまた、防衛のための資本再編成を実施するための費用を支払い、P の最初の要求に関する公正意見に対して投資銀行に \$ 50,000 を支払った。買収を禁止する努力もホワイトナイトを探し出す努力も失敗におわり、2005年3月15日に T の取締役会は、買収に対する防衛を断念し、株主のために最も高い価額が得られるよう P と交渉することにした。T は買収に対する防衛を断念した後、2度目の公正意見と P との交渉において提供された役務に対して投資銀行に

\$ 1,000,000を支払った。

(2) 税務処理

- ①買収の差し止め命令を求めて T が支払った弁護士報酬は、P との取引を調査し遂行する過程で支払われたものではない。それゆえこの弁護士報酬は資産計上する必要がない。
- ②ホワイトナイトとなる取得者を探すために支払った投資銀行の手数料は、ホワイトナイトによる T の取得を促進するものではない。なぜなら、ホワイトナイトに係る T の費用が固有に促進的なものではなく、また、T の基準日前に発生したものだからである。
- ③資本再編成を調査し実施するために T が支払った金額は、取得を促進する費用であり、資産計上しなければならない。
- ④T が買収を防衛する間に生じた公正意見に対する投資銀行への支払額 \$ 50,000 と、T が買収を断念した後に支払った公正意見と交渉費用 \$ 1,000,000 は、P との取引についての固有に促進的な費用であり、資産計上しなければならない。

3. 資産計上した金額の取扱い

§ 368に該当しない買収、吸収合併、新設合併で、連邦所得税において資産の取得とみなされる場合には、T が資産に計上すべき金額を資産の売却価額からの減額として処理する(§ 1.263(a)-5(g)(2)(ii)(A))。結局、資産計上すべき金額を当期に控除したのと同じ効果が生ずる(Ginsburg & Levin[2004] p.4-65)。

なお、次の2つの取引に関して T が資産に計上した金額の取扱いについては、現行の内国歳入法施行規則では明らかにされていない(§ § 1.263(a)-5(g)(1), (2)(B))。

- ①非課税取引による T 資産又は T 株式の取得
- ②課税取引による T 株式の取得

## おわりに

企業買収の調査・遂行の過程で支払った金額は、買収取引を促進するものであり、原則として資産計上する。しかし、この取扱いには2つの例外がある。1つは基準日前に発生した費用であり、もう1つは簡便法が適用される費用である。

### (1) 基準日前に発生した費用の控除

固有に促進的な費用以外の費用で、基準日、すなわち基本合意書が締結されるかまたは取締役会の承認があった日のいずれか早い日までに発生した費用は原則として控除する。ただし、既存の事業と違う分野へ進出するための費用は、開拓費として資産計上するか又は60か月の償却を選択する。

なお、固有に促進的な費用は、基準日の前に発生したか、それとも後に発生したかにかかわらず、常に資産計上しなければならない。

### (2) 簡便法の適用がある費用の控除

①従業員給与、②間接費、③少額な費用は、固有に促進的なもの又は基準日後に発生したものであっても控除できる。

この簡便法は、異業種の分野に進出するための調査費用である場合においても適用されるので、開拓費として資産計上する必要はない。

上記(1)の基準日は、買収取引において、どの時点までに支払った金額を資産計上すべきかの客観的な基準を提供するものである。なお、デュー・ディリジェンスの費用のうち、固有に促進的な費用に含まれるものは、取引に係る鑑定評価、正式な書面による評価、公正意見を入手するために支払った金額である。それ以外の通常のデュー・ディリジェンスの費用には基準日テストが適用される(Preamble III.F, 2004-7 IRB)。

また、上記(2)の簡便法は、これらの支出が買収取引を促進するために支払われた金額に該当しないことを定めたものである。

なお、現行の内国歳入法施行規則には、非課税の組織変更においてPとT

が資産計上した金額及び課税取引によるT株式の取得でTが資産計上した金額をどのように扱うかの定めがない。この問題については別途に指針が公表される予定である(Preamble III. H, 2004-7 IRB)。

## 注

- (1) デュー・デリジェンス(due diligence)とは、買主が対象社の内容を精査することであり、大きな分類として、①ビジネス・デュー・デリジェンス②会計・デュー・デリジェンス③リーガル・デュー・デリジェンス(法的監査)の三種類がある(西村総合法律事務所編 [2001] 695頁)。  
わが国におけるデュー・デリジェンスについてはあるが、「特集 デューデリジェンスの実務」JICPA ジャーナル No.568(NOV.2002)の次の各論文が、それぞれの精査の手続を理解するうえで参考になる。畑山直子「ビジネス・デューデリジェンスの実務」40-47頁、近藤 浩「法務に関するデューデリジェンスの実務」48-52頁、清水雅人「財務に関するデューデリジェンスの実務」53-58頁。
- (2) INDOPCO 事件の概要については次の文献を参照のこと。川田 剛監修、ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所-神田橋法律事務所執筆「支出金の損金算入時期について(INDOPCO 事案)」税務事例 Vol.35 No.1(2003.1) PP.62-65。
- (3) letter of intent とは、当事者が必要な情報を交換し合い、対象案件の大枠を構成する事項につき合意ができた段階でこれらの合意を文書化して締結するものである。letter of intent に記載された対象案件に関する諸条件を履行したり、最終契約においてかかる条件を規定することについてはいずれの当事者も法的拘束力を受けないのが一般的である(西村総合法律事務所編 [2001] 512頁)。
- (4) 現行の内国歳入法施行規則には間接費の定義がなく、その用語は解釈にゆだねられる(Carol Conjura, Timothy A. Zuber, and Peter C. Beale [2004] p. 231)。
- (5) 秘密保持契約は、契約交渉において当事者が相互に開示し合う秘密情報が第三者に開示されたり、契約交渉とは異なる目的で使用されることを防ぐために締結されるものである。交渉の開始前に締結する(西村総合法律事務所編 [2001] 511頁)。
- (6) 公正意見とは、提案された合併の条件は、情報に通じた当事者が公正又は適切と考える値幅の範囲内であるという専門家の意見をいう。通常は投資銀行が表明する(Evelyn C.

Hume and Ernest R.Larkins[1992] p. 92)。

- (7) このリストは、§ 1.263(a)-5(a)の取引から3つの適用対象取引を除外して作成したものである(Ginsburg & Levin[2004] pp. 4-22. fn. 49)
- (8) ホワイトナイトとは、取締役会が会社が買収される相手先としてよりふさわしいと判断した第三者のことである(西村総合法律事務所編 [2001] 892頁)。

#### 引用文献

- Boris I. Bittker and James S.Eustice[2000]: Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders, 7th Edition, Warren Gorham & Lamont.
- Carol Conjura, Timothy A. Zuber, and Peter C. Beale[2004]: To Capitalize or Not? The INDOPCO Era Ends with Final Regulations Under Section 263(a), Journal of Taxation, April 2004, pp.215-242.
- Evelyn C. Hume and Ernest R. Larkins [1992]: Takeover Expenses : National Starch and The IRS Add New Wrinkles, Journal of Accountancy, August 1992, pp.87-93.
- Martin D. Ginsburg and Jack S.Levin [2004]: Mergers, Acquisitions, and Buyouts, June 2004 Edition, Aspen Publishers.
- Laurence M. Bambino and Richard M. Nugent [2003]: The Proposed INDOPCO Regulations : A Primer, Tax Note, April 14, 2003, pp. 259-269.
- 西村法律事務所編 [2001]: 『M&A 法大全』 商事法務研究会, 2001年